

2021年10月26日

東京エムオウユウ事務局

リモート・フォローアップ検査の本格実施等を決定 —東京MOU第32回PSC委員会をオンラインで開催—

東京MOUでは、第32回PSC委員会を本年9月にペルーで開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集合形式の会議は中止し、前回委員会に引き続き、オンライン方式の会議を10月21・22日に開催しました。委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が多くの加盟当局において依然継続していることを確認したほか、2026年の集中検査キャンペーンのテーマ等について、Mr. Kenny Crawford（ニュージーランド海事局）議長の議事の下、審議を行いました。



1. 参加国等

全ての加盟当局・準加盟当局が参加したほか、オンライン会議のため旅費の負担がないこともあり多くのオブザーバーも参加しました。

(加盟当局) 豪州、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

(準加盟当局) メキシコ

(オブザーバー) カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、ソロモン諸島、米国沿岸警備隊、黒海MOU、カリブ海MOU、インド洋MOU、パリMOU、リヤドMOU、南米MOU（チリが代理出席）

2. 主な審議事項

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大下における対応

新型コロナウイルス感染症拡大下における各当局の検査実績等が報告され、一部の当局では新型コロナウイルス感染症拡大前のレベルまで検査件数の回復が見られるものの、その他の当局では依然低い水準に留まっているか代替暫定手段として合意されたリモート検査を行っていることを確認しました。また、多くのリモート検査が実施されている状況を踏まえ、2021年の年次報告書には、訪船検査と同様にリモート検査実績についても集計を行い掲載することが合意されました。

(2) MOUの改正

MOU附属書2 (New Inspection Regime) 中、バルクキャリア及び検査優先度について更なる明確化を図るための改正 (2022年1月1日実施) に合意しました。

(3) リモート・フォローアップ検査の本格実施

第30回PSC委員会 (2019年10月) にて試行的に実施することに合意したリモート・フォローアップ検査 (PSC検査官の立会なしに証拠書類等をもとに実施するフォローアップ検査^(注)) について、ガイドラインを一部修正の上、2022年1月1日から本格実施することに合意しました。リモート・フォローアップ検査は、各当局の判断により、指摘された不適合事項の是正に関し適切かつ信頼し得る証拠がある場合に、特定の環境の下に、実際にPSC検査官が訪船することなく、欠陥の改善状況を検証しPSC検査を結了する仕組みで、あくまでも当局の判断で行うものであることが再確認されました。

^(注) 以前のPSC検査において指摘された不適合事項の是正を確認するための検査。この検査で是正が確認されれば、検査データベースにおける当該船舶の検査結果データ中の不適合事項については是正済みである旨が明示されます。

(4) 集中検査キャンペーン (CIC)

第7回IMO条約等実施小委員会 (III7) の決定を踏まえ、2024年に実施予定の「船員の賃金及び雇用契約」に関するCICに海上労働条約の2014年改正で新たに追加された船員召還のための金銭保証要件に関する項目を追加することが合意されました。また、昨今コンテナ船の事故が多発していることに鑑み、2026年には「貨物の固縛」をテーマにCICを実施すること及びパリMoUに対し当該CICを合同で実施する旨合意しました。

(5) 財政報告

2020年の事務局及びデータセンター (APCIS) の財政報告が行われ、長年に亘る日本財団の支援に関し感謝の意が表明されました。

(6) その他の審議事項

旗国及び認定検査機関のパフォーマンス評価計算方法の見直しについて審議されたほか、漁船に対するPSCに関し予備的検討事項について審議を行い、いずれも今後継続的に検討していくこととなりました。

(7) 議長、副議長の選出

今次会合末で議長、副議長の任期が満了するため、規定に基づき、次期 (向こう3会期) の議長及び副議長に、それぞれ、Mr. Kenny Crawford 及び Mr. Chen Kit Jam (シンガポール海事港湾庁) を再選しました。

3. 次回会合

次回会合（第33回会合）を、2022年11月14～17日にペルー（リマ）にて開催する旨暫定合意されました。なお、例年と同様にPSC委員会に先立ち、11月10・11日に技術作業部会（第16回会合）を開催する予定です。

お問合せ先

（公財）東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当：久保田、寧（ニン）

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2022年10月25日現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ（今回の会合にてメンバーとして承認）、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

準メンバー：メキシコ

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、南米MOU（Viña del Mar Agreement）

ポート・ステート・コントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分（detention）を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。